

入 札 説 明 書

京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和7年4月11日

2 契約担当者

京都府立洛西高等学校
校 長 伊勢坊 智弘

3 担当部

〒610-1146 京都市西京区大原野西境谷町一丁目 12-1・2
京都府立洛西高等学校 事務部
TEL 075-332-0555

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事 一式

(2) 業務の仕様

別添「仕様書」のとおり。

なお、仕様について質問のある場合は、質問・回答要綱によっておこなうこと。

(3) 履行期間

契約日から令和7年7月15日まで

(4) 履行場所

仕様書にて指示する場所

5 入札説明書及び仕様書の交付期間

(1) 公告日から令和7年4月25日(金)までの間、交付期間中2の(1)の場所にて9時00分から17時00分までの間に交付する。

(2) 原則として本校ホームページ (<http://www.kyoto-be.ne.jp/rakusai-hs/mt/>) からダウンロードすること。

6 入札に参加できない者

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
- イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の初日が属する年の4月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有している者
- ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載していない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当しない者であること。
 - (ア) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用するなどしている者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかを知らながら、当該者と契約を締結した者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- カ 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書(第1号様式)を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

公告日から令和7年4月25日(金)までの間とする。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の9時00分から17時00分までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

なお、「京都府建設工事競争入札参加資格名簿(工事の種類 電気工事及び管工事)」に記載されている者については、京都府建設工事競争入札参加資格審査結果通知書の写しを添付することで、次のアからカまでの資料を省略することができる。

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書(第2号様式)

オ 過去5年以内の同種の業務(関連業務を含む)の実績(第3号様式)

カ 法人にあっては財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)、個人にあっては所得税の確定申告所一式の写し

キ 使用印鑑届(第4号様式)

ク 権限を営業所長等に委任する場合は委任状(第5号様式)

ケ 誓約書(第6号様式(その1))

コ 役員等調書(第6号様式(その2))

(5) 資料の提出等

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、審査資格の更正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載等

8について参加資格があると認定された者は、京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から令和7年7月15日までとする。

12 変更届

申請書を提出した者（8の名簿へ登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第7号様式）により当該変更に係る事項を校長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（6及び7のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく、引き続き当該営業を行うことができる。と契約担当者が認めたときに限り、その参加を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第8号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他契約担当者が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否審査し、その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり職

員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書(第11号様式)により、その者に通知する。

15 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年5月13日(火) 13時30分

イ 場 所 京都府京都市西京区大原野西境谷町一丁目12-1・2
京都府立洛西高等学校 ICT教室

(2) 入札方法

ア 入札書(第1号様式)は持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。)をしておかなければならない(第5号様式)。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)及び「京都府立洛西高等学校 視聴覚室空調更新工事に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退書を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札方法

ア 受領期限 令和7年5月9日(金)

イ 提出先 〒610-1146
京都府京都市西京区大原野西境谷町一丁目12-1・2
京都府立洛西高等学校 事務室

ウ その他

(ア) 郵便の種類は簡易書留・一般書留郵便とする。

(イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「5月13日開札京都府立洛西高等学校

視聴覚室空調更新工事に係る入札書在中」と朱書きするとともに一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、事務部あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札に記載する金額

入札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る関係のない職員（以下「立合職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立合職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格がない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

- ウ 最低制限価格未満の価格で入札した者
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- コ その他入札条件に違反した者

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立合職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から令和7年5月16日（金）までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

16 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金

京都府会計規則第147条第2項第3号の規定により免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

18 契約保証金

京都府会計規則第159条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、ただし、同条第2項第1号ないし第3号又は規則第160条第1項各号の一に該当する場合は免除する。

19 契約書作成の要否

要する（別紙契約書案により作成するものとする。）。

20 その他

(1) この入札の実施については、1から19に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員からの請求があった場合はこれを提示すること。